



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

本店所在地	大阪市中央区南本町 1 丁目 3 番 1 7 号
会社名	株式会社 イ ッ コ ー
代表者の役職名	代表取締役社長 岡 本 隆 男
(コード番号)	8 5 0 8)
(上場取引所)	大阪証券取引所 市場 第 2 部)
決算期	3 月
問い合わせ先	常務取締役 竹 内 豊
電話番号	0 6 - 6 2 6 3 - 1 5 0 0

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと及び公告方法の変更に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 公告方法を電子公告とすることにより、経営の合理化を図るため、第 4 条を変更するものであります。
また、電子公告の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (2) 会社法第 189 条の第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 22 条(取締役会)に第 3 項を新設するものであります。
- (5) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (6) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (7) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- (8) 上記変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

添付の新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	改 定 案
<p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社イッコーと称し、英文では、I K K O C O R P O R A T I O N と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1 貸金業及び信用保証業務 2 不動産の売買及び仲介 3 企業の信用調査及び経営コンサルティング 4 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 5 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載</u>する。</p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、70,000,000株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議により、自己の株式を買受ける</u>ことができる。</p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、70,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得する</u>ことができる。</p>

(株式取扱規程)

第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の1単元の株式の数は、
1, 000株とする。
2 当社は、単元未満株式について株券を発行しない。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(第11条に移行)

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、
1, 000株とする。
(削 除)

(株券の発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(新 設)

(基準日)
第 10 条

当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主と見なす。

- 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)
第 11 条

当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第 12 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(株式取扱規程)

第 11 条

当社の発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)
第 12 条

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)
第 13 条

当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者及び議長)

第 14 条 (現行どおり)

(新 設)

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数の決議をもってする。

- 2 商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(新 設)

(取締役の員数)

第 15 条 当会社に取締役 10 名以内を置く。

(選 任)

第 16 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

(議決権の代理行使)

第 17 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

(員数)

第 19 条 (現行どおり)

(選 任)

第 20 条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってする。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会)

第 18 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 19 条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。

2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第 20 条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (現行どおり)

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2 (現行どおり)

3 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

4 (現行どおり)

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第 24 条 (現行どおり)

<p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(報酬) 第 21 条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数) 第 22 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p>(選 任) 第 23 条 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってする。</u></p> <p>(任 期) 第 24 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(監査役会) 第 25 条 監査役会招集の通知は、<u>各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査役会の運営その他に関する事項については、<u>監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 26 条 <u>監査役は、その互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第 25 条 取締役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第 26 条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数) 第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第 28 条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってする。</u></p> <p>(任 期) 第 29 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会) 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(常勤監査役) 第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
--	--

(報酬)
第 27 条

監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 計 算

(営業年度)
第 28 条

当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)
第 29 条

利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対しこれを行う。

(報酬等)
第 32 条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 33 条 当社は、会計監査人を置く。

(選 任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)
第 37 条

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 38 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当)

第 30 条 取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配 (中間配当という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 利益配当金又は中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(中間配当金)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。